

3 階直結直圧給水取扱基準

（目的）

第 1 条 この基準は、出雲市水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び出雲市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）に基づき、3 階直結直圧給水の取扱いについて必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって需要者へのサービスの向上を図ることを目的とする。

（3 階直結直圧給水の申込）

第 2 条 3 階直結直圧給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に 3 階直結直圧給水協議書（様式第 1 号）により管理者と協議しなければならない。

2 前項の協議にあたり管理者は、断水、水圧・水量不足等に関する諸問題についての誓約書（様式第 2 号）の提出を求めるものとする。

3 第 1 項の協議完了後、申請者は条例第 4 条の規定により給水装置工事の申込みをしその承認を受けなければならない。

（適用範囲）

第 3 条 3 階直結直圧給水は、給水区域内における 3 階建て（分岐する配水管の布設地盤からの階数とし、地下階を除く。）の建築物で、次の各号の全てに該当するものに対して行なうものとする。ただし、当該建築物が 4 階以上のときは、将来的にも 4 階以上に給水装置を持たない場合は、3 階直結直圧給水を認めるものとする。

（1）対象地域

配水管の年間最小動水圧 0.245 Mpa （ 2.5 kg f/m^2 ）以上を確保できる地域とする。

（2）対象建築物

ア 小規模受水槽を設置している建築物を含む、3 階建ての全ての建築物を対象とするが、ホテル等のように一時に多量の水を使用する施設、病院等のように常時一定の水の供給が必要で断水による影響が大きい施設、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造し加工を行う工場等、また、緊急避難場所になっている公共施設等については、3 階直結直圧給水の対象から除くものとする。

イ 3 階の最高水栓の高さは、配水管が埋設してある道路面より 9 m 以内とする。

(水压測定)

第4条 申請者は、給水予定地の付近3カ所において、24時間の自記録水压計を使用して、3日間水压測定を行うものとし、測定場所は次のとおりとする。

- (1) 給水予定地付近の直近の消火栓、予定地付近の水栓、予定地の下流の水栓で測定する。
- (2) 給水予定地付近に消火栓がない場合は、予定地付近の水栓、予定地の上流と下流の水栓で測定する。
- (3) 管理者が認めたときはその限りではない。

(給水方式及び配管パターンの選定)

第5条 3階直結直圧給水と受水槽式給水の併用はできないものとする。

2 3階への直結直圧給水方式における配管パターンの選定にあたっては、建築物の給水形状や各戸の配置だけでなく、配水管水压の状況、給水器具の損失水頭及び衛生管理等についても十分に考慮するものとする。

(使用材料等)

第6条 給水装置に使用する材料等は、水道法施行令第4条第2項の規定によるものとする。

(逆流防止)

第7条 逆流防止のため、3階への立上り管には止水器具を取付け、逆流をしない構造としなければならない。

(3階直結直圧給水の表示)

第8条 3階直結直圧給水の表示については、「3階直結」と表示した札をメーターボックス内の止水栓に取付けなければならない。

(既設建築物の取扱い)

第9条 受水槽方式の既設建築物を3階直結直圧給水に切替えるにあたっては、別途「受水槽式給水設備(3階まで)の給水装置(直結給水)への切替工事の取扱いについて」の定めるところによる。

(その他)

第10条 この基準の定めるもののほか、必要な事項は「給水装置工事ハンドブック」

によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１７年３月２２日より施行する。

3 階 直 結 直 圧 給 水 協 議 書

年 月 日

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（申請者）

【住 所】

（フリガナ）

【氏 名】

【電 話】

施 工 場 所 (施設名称)	出 雲 市 ()
施 工 業 者	【指定業者名】 【主任技術者】
建築物の概要	新設・既設 【受水槽】有・無 【高架水槽】有・無
	【階 数】 地上 階建て
	【給水目的】 住宅専用・店舗付き住宅・集合住宅 テナントビル・その他 ()
	【使用形態】 1 階 : 2 階 : 3 階 :
配水管と給水栓 との高低差	埋設道路面～最高給水栓 : m (計 m) 配水管埋設深度 : m
分岐計画（状況）	配水管（管種・口径） mm 給水管（管種・口径） mm
付近の水圧状況	【最小動水圧】 Mpa 【測定場所】 【測定日・時間】 年 月 日（午前・午後 時 分)
受水槽以降の装置 の材質及び構造	
添 付 書 類	位置図・設計図(平面・立面・配管図)・流量計算書・水圧記録・ 受水槽以降設備図面（既設の場合）

◆ 3 階直結直圧給水取扱基準第 2 条第 1 項の規定に基づき、事前協議を実施しました。
年 月 日

出雲市上下水道局（水道施設課 給水係）

☐ 施工条件

☐ 不適合理由

出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者 様

給水装置所有者（申請者）

【住 所】

（フリガナ）

【氏 名】

【電 話】

印

3 階直結直圧給水に関する誓約書

施 工 場 所 (施設名称)	出 雲 市 ()
(1) 3 階直結直圧給水にあたっては、出雲市水道事業給水条例及び諸規程を厳守します。 (2) 給水装置の原因により水圧・水量不足となった場合は、水道局の指示に従い、適切な改善を行います。 (3) 断水工事等には、全面的に協力し苦情の申し出はしません。 (4) 受水槽方式から 3 階直結直圧給水への切替え工事により、メーター器以降の給水設備に不備が生じた場合は、全て当方の責任で処理します。 (5) 本書の誓約事項は、給水装置所有者に変更があっても継承し、その引継ぎをします。	